

マリンバイオ共同推進機構の組織及び運営に関する規程

(趣旨) 以下の目的により、マリンバイオ共同推進機構 (Japanese Association for Marine Biology, 略称JAMBIO) を再編するものとする。

(目的)

第1条 JAMBIOは、我が国の海洋生物学ならびにそれに関連する分野の研究者や施設間の交流、共同研究、情報交換、ならびに国際連携を加速することにより、当該分野の学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(JAMBIOメンバー)

第2条 JAMBIOは、第1条の目的に同意する海または陸水に面した水圏ステーションから構成される。

- 2 JAMBIO参加の申込は参加申込書をJAMBIO事務局に提出することにより行う。
- 3 JAMBIO退会は退会申込書をJAMBIO事務局に提出することにより行う。
- 4 新たなメンバーの認定や退会は、JAMBIO総会により決定する。

(活動)

第3条 JAMBIOは水圏ステーションの利用と、それらの施設における研究、教育の活性化を図る。

- 2 研究会、実習・研修、機構誌、インターネットなどを通じて、研究者の学術交流、共同研究、人材育成、学術研究成果の社会への発信を促す。
- 3 海洋生物学ならびに関連分野に関する国際的な連携組織に参加し、国際貢献に努めるとともに、メンバー相互の緊密な連携を図る。
- 4 海外の学術動向と研究情報の把握と共有のために定期的に国際シンポジウムを実施する。

(組織)

第4条 JAMBIOに総会及び運営委員会を置く。

(総会)

第5条 総会は毎年1回機構長の招集により開催する。

- 2 総会は、メンバーの半数以上の出席により成立する。
- 3 総会の議決は、出席メンバーの過半数で決定する。

(運営委員会)

第6条 JAMBIOの運営に関し、JAMBIO運営委員会を置く。

- 2 JAMBIO運営委員は、総会により承認された6名を持って組織する。ただし、特に必要な場合には、委員会の議を経て委員を増員することができる。

- 3 JAMBIO運営委員は、JAMBIOの運営に関する以下の重要事項等を審議する。
- ・メンバーの認定と退会
 - ・機構長、副機構長、運営委員の選出
 - ・活動運営、調査企画、将来計画、会計
 - ・規程、細則の改定
- 4 運営委員会は年1回以上開催するものとする。
- 5 運営委員会は、出席運営委員の過半数の賛成により議決するものとする。
- 6 JAMBIO運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 必要に応じて運営委員会にJAMBIOのメンバーあるいはJAMBIO利用者等の外部からオブザーバーを加えることができる。

(機構長、副機構長)

- 第7条 JAMBIOに機構長1名、副機構長1名、会計監査1名を置く。
- 2 機構長、副機構長、会計監査は、総会において選出する。
- 3 機構長はJAMBIOを代表し、会議を総括する。
- 4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会計監査は、本会議の会計経理を監査する。
- 6 機構長、副機構長、会計監査の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

- 第8条 JAMBIOの運営に必要な庶務、会計等の事務は、機構長が所属する組織が担当する。

(会計)

- 第9条 JAMBIOの活動経費は、メンバーからの会費ならびにその他の収入を持って当て、詳細は会計細則に定める。

(組織の新設、改廃等)

- 第10条 JAMBIOの改廃等については、総会の議を経て、機構長が規程等で定める。

附則

この規程は、平成30年6月6日から施行する。

- 2 令和5年3月10日改正
- 3 令和7年3月21日改正

会計細則

第1条 JAMBIOの会費はメンバーあたり年間10,000円とする。

第2条 メンバーは事務組織が指定する方法により、会費を毎年9月末までに支払うものとする。

第3条 会費等による収入は、JAMBIOの活動である会議・シンポジウム等の開催、機構誌の発行、ホームページの管理等に支出する。

第4条 JAMBIOへの寄付、JAMBIOとの共催等による事業に伴う経費援助については、これを妨げない。

第5条 会費の改正は、総会の議をもって決定する。

附則

この細則は、平成30年6月6日から施行する。
令和3年3月10日に一部改正し、施行する。